平成23年太宰府市議会第4回(12月)定例会 総務文教常任委員会会議録

平成23年12月7日(水)

福岡県太宰府市議会

1 議 事 日 程

[平成23年太宰府市議会第4回定例会 総務文教常任委員会]

平成23年12月7日 午前10時00分 於 全員協議会室

議案第55号 太宰府市立太宰府史跡水辺公園の指定管理者の指定について 日程第1 日程第2 議案第56号 太宰府市いきいき情報センターの指定管理者の指定について 日程第3 議案第57号 太宰府市立都府楼共同利用施設の指定管理者の指定について 日程第4 議案第58号 太宰府市立水城共同利用施設の指定管理者の指定について 日程第5 議案第59号 太宰府市立長浦台共同利用施設の指定管理者の指定について 日程第6 議案第60号 太宰府市立青葉台共同利用施設の指定管理者の指定について 日程第7 議案第61号 太宰府市立大佐野共同利用施設の指定管理者の指定について 日程第8 議案第62号 太宰府市立向佐野共同利用施設の指定管理者の指定について 日程第9 議案第63号 太宰府市立国分共同利用施設の指定管理者の指定について 日程第10 議案第64号 太宰府市立通古賀共同利用施設の指定管理者の指定について 日程第11 議案第65号 太宰府市立吉松共同利用施設の指定管理者の指定について 日程第12 議案第66号 太宰府市民図書館の指定管理者の指定について 日程第13 議案第67号 太宰府市文化ふれあい館の指定管理者の指定について 日程第14 議案第68号 大宰府展示館の指定管理者の指定について 日程第15 議案第71号 太宰府市スポーツ推進審議会条例の制定について 日程第16 議案第72号 太宰府市立運動公園条例等の一部を改正する条例について 日程第17 議案第73号 太宰府市歴史と文化の環境税条例の一部を改正する条例について 日程第18 議案第75号 平成23年度太宰府市一般会計補正予算(第3号)について 日程第19 意見書第9号 防災会議に女性の視点を取り入れることを求める意見書

2 出席委員は次のとおりである(6名)

 委員長
 門田直樹議員
 副委員長渡邊美穂議員

 委員福廣和美議員
 委員不老光幸議員

 # 藤井雅之議員
 # 長谷川公成議員

3 欠席委員は次のとおりである

なし

4 太宰府市議会委員会条例第18条により説明のため出席した者の職氏名(20名)

総務部長 木村甚治 地域づくり担当部長 今 泉 憲 治 市民生活部長 古 川 芳 文 教育部長 齋 藤 廣 之 議会事務局長 田中利雄 会計管理者 三 笠 哲 生 総務課長 古 野 洋 敏 経営企画課長 石 田 宏 二 管財課長 辻 友 治 協働のまち推進課長 諌 山 博 美 税務課長 久保山 元 信 納税課長 高 柳 光 教務課長 木 村 裕 子 学校教育課長 大 薮 勝 一 中央公民館長 生涯学習課長 木 原 裕 和 吉 村 多美江 兼市民図書館長 会計課長 文化財課長 井 上 均 齋 藤 正信 監査委員事務局長 関 啓 子 議事課長 櫻 井 三 郎

5 職務のため委員会に出席した事務局職員の職氏名 (1名)

書 記 白石康子

開 会 午前10時00分

 $\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim$

○委員長(門田直樹委員) 皆さん、おはようございます。

定足数に達しておりますので、これより総務文教常任委員会を開会します。

日程につきましては、お手元に配布しているとおりです。

それでは、ただちに議案の審査に入ります。

 $\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim$

日程第1 議案第55号「太宰府市立太宰府史跡水辺公園の指定管理者の指定について」

○委員長(門田直樹委員) 日程第1、議案第55号「太宰府市立太宰府史跡水辺公園の指定管理者の 指定について」を議題といたします。

それでは、執行部からの補足説明を求めます。

生涯学習課長。

〇生涯学習課長(木原裕和) 議案第55号、太宰府市立太宰府水辺公園の指定管理者の指定について ご説明いたします。

この太宰府市立太宰府史跡水辺公園は平成4年にオープンして、19年を迎える施設であります。平成21年4月1日から平成24年3月31日までの3年間、シンコースポーツ株式会社九州支店を指定管理者として指定しておりますが、平成24年3月31日をもちまして指定管理が満了となりますので、「太宰府市公の施設に係る指定管理者の指定手続き等に関する条例」第4条の規定により公募を行いましたが、シンコースポーツ株式会社九州支店1社のみの応募となりました。選考委員会で平成20年度、平成21年度の決算及び事業内容等を検討いたしました結果、候補者として指定管理者をシンコースポーツ株式会社九州支店に指定するものでございます。なお、指定期間は平成24年4月1日から平成27年3月31日までの3年間とするものです。

以上、よろしくご審議の程、お願いいたします。

○委員長(門田直樹委員) 以上で補足説明は終わりました。これから質疑を行います。質疑はございませんか。

福廣委員。

- ○委員(福廣和美委員) 現在のところ私どものところに市民からの声は聞いておりませんが、このシンコースポーツ株式会社九州支店が指定管理者となったこの3年間に、市民の方からこの施設についての問い合わせや何か不都合があるというような声は、市の方に届いておりますか。
- 〇委員長(門田直樹委員) 生涯学習課長。
- **〇生涯学習課長(木原裕和**) 特にございません。
- ○委員長(門田直樹委員) 他にございませんか。

では、私の方から一つだけ。

今回、また3年間ということで、まずその前に、このシンコースポーツ株式会社は非常によく 管理してあるんですよね。専門ということで、ほかの運動公園に関してもいい運営をされていて その点は認めておるんですが、ただ最初で3年間というのが、先行投資をされているので3年で、その後の2回目からは2年間ずつではなかったかなという記憶ががあるんですが、その辺はどうですか。

生涯学習課長。

- 〇生涯学習課長(木原裕和) 今のところですね、3年で継続していくと。やはり先行投資、そして 事業を継続していくうえで、相手は企業でありますので、そういった部分を含めて3年というこ とで聞いております。以上です。
- ○委員長(門田直樹委員) わかりました。

ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(門田直樹委員) これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(門田直樹委員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第55号「太宰府市立太宰府史跡水辺公園の指定管理者の指定について」につきまして、 可決することに賛成の方は、挙手願います。

(全員挙手)

○委員長(門田直樹委員) 全員挙手です。

したがいまして、議案第55号につきましては、可決すべきものと決定しました。

(可決 賛成5名 反対0名 午前10時04分)

~~~~~~ () ~~~~~~~

日程第2 議案第56号「太宰府市いきいき情報センターの指定管理者の指定について」

**〇委員長(門田直樹委員)** 次に日程第2、議案第56号「太宰府市いきいき情報センターの指定管理 者の指定について」を議題といたします。

それでは、執行部からの補足説明を求めます。

生涯学習課長。

○生涯学習課長(木原裕和) 議案第56号、太宰府市いきいき情報センターの指定管理者の指定について、ご説明いたします。この太宰府市いきいき情報センターは平成10年度に開館し、13年目を迎えている施設であります。平成22年4月1日から平成24年3月31日までの2年間、財団法人太宰府市文化スポーツ振興財団に指定管理の指定をしておりますが、平成24年3月31日をもって指定管理期間が満了となりますので、前回に引き続き、「太宰府市公の施設に係る指定管理者の指定手続き等に関する条例」第5条の規定によりまして、公募によらない候補者として指定管理者を財団法人太宰府市文化スポーツ振興財団に指定するものでございます。選考にあたりましては、平成21年度、平成22年度の決算及び事業内容を検討いたしまして、当財団を指定管理者とし

て指定することで、施設の設置目的に沿った効果的な管理運営ができると判断いたしたものでございます。なお、指定管理期間は平成24年4月1日から平成26年3月31日までの2年間でございます。

よろしくご審議をお願いいたします。

○委員長(門田直樹委員) 以上で説明は終わりました。

それでは、質疑を行います。

質疑はありませんか。

藤井委員。

- ○委員(藤井雅之委員) このいきいき情報センターの部分は、後日一般質問でもさせていただきますので、その前段ということでお聞きしたいんですけれど、財団法人太宰府市文化スポーツ振興財団を指定管理者として選定する際に事業内容等を精査したということなんですけれども、例えば現状でている課題があると思うんですけれど、今度一般質問で取り上げる駐車場の特定の日に発生している渋滞の問題とか、そういった現状への課題の部分は今回指定管理者を選定するにあたって、どういったかたちで対応されたのか、財団等からそういった解消の部分を「こう考えています」というような提案等はあっているんでしょうか。
- 〇委員長(門田直樹委員) 生涯学習課長。
- **〇生涯学習課長(木原裕和)** 直接、指定管理という面ではなく、建物自体に入っております所管の 各課ですね、そういった中で渋滞とかそういった問題について、会議を開きまして対応するかた ちをとっております。
- ○委員長(門田直樹委員) ほかにございませんか。 福廣委員。
- ○委員(福廣和美委員) 関連ということでお伺いしていいかわかりませんか、だめならだめと言ってください。このいきいき情報センターの建物自体は、今後あとどのくらいこのまま使われる予定なのか。このまま20年、30年も使うのか。予定等がなければないでいいですけれど。あるんでしょうか。
- 〇委員長(門田直樹委員) 総務部長。
- ○総務部長(木村甚治) 明確にいつまでというのは持ち合わせておりませんけれども、改修等が必要であれば改修をしていって、どこかの時点で判断の時期はくるかとは思っております。
- 〇委員長(門田直樹委員) 福廣委員。
- ○委員(福廣和美委員) 要するに今のところあの建物をどうこうする計画はないということだろうと思うんですが、私の考えは、早く建て直してほしいということで当初から、いきいき情報センターになる時点から私は建て替えるべきとそういう意見で今まできておりますので、もうそろそろそういう考え方が出てきてもいいのではないかという思いで、聞いておりますので、よろしくお願いします。今のところないということですから、ないということはこの4、5年は全くないということでしょうけれど、保健センターにしても中の設備にしても、当初の目的からするとど

うなのかなと、当初あそこには保健センターが入る予定ではなかった、保健センターは別に作る 予定でしたし、今後またそういう計画が早く来ることを望んでおりますので、よろしくお願いし たいと思います、要望で。

○委員長(門田直樹委員) よろしいですか。
渡邊副委員長。

- ○副委員長(渡邊美穂委員) これは教育部長になるかもしれませんが、前回学校視察を行ったときに、太宰府中学校の学校長からいきいき情報センターの駐車の整理をする方が、あそこで「7の日」や「定期健診」がある時は、学校の駐車場に止めてくれということで、いきいき情報センターに行かれているはずの方々が学校の駐車場に止められるので、学校としては不審者が入ってきているかどうかという部分があるからですね、少し不安だということをおっしゃってたんですが、それは総括の時にも意見が出たと思うんですが、部長の方から関係所管の方へそういった連絡、報告等はされたんでしょうか。
- 〇委員長(門田直樹委員) 教育部長。
- ○教育部長(齋藤廣之) 先日の総務文教常任委員会の学校視察の時にですね、そういう提案をいただきまして確認をしましたところ、依然は税の申告時期にいきいき情報センターを使って申告の方に施設を利用いただいたという経緯がありまして、一定の期間について駐車場を確保できるようなかたちで中学校の駐車場を利用させていただいたという経過の確認はさせていただきましたが、今回の一般質問で出でおりますこのいきいき情報センターの駐車場問題について、ある程度年間を通して非常に多くなっている状況で、駐車場問題の対策については、関係各課で会議も開催しておるんですが、具体的な方策を少しずつ練っていかなければならないと考えてはおります。しかし、具体的にその後、中学校に駐車場の確保について協議していこうということまでは、今のところはですね、具体的にはまだ考えきっていない状況です。
- 〇委員長(門田直樹委員) 渡邊副委員長。
- ○副委員長(渡邊美穂委員) これは生涯学習課になりますけれど、これは要望ですが、学校の方としてはですね、この日健診とかがあり、多くの方がおみえになるので駐車場の管理者に中学校の駐車場を使わせてほしいと一言、先に言っていただくだけでも全然違うとおっしゃっていましたので、ぜひこれは指定管理者の方に伝えていただいてですね、学校の方に事前に連絡をするように、まずは徹底してもらいたいと思います。
- **〇委員長(門田直樹委員)** よろしいですか。ほかにございませんか。

これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(門田直樹委員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第56号につきまして、可決することに賛成の方は挙手願います。

〇委員長(門田直樹委員) 全員挙手です。

したがいまして、議案第56号は可決すべきものと決定しました。

〈可決 賛成5名 反対0名 午前10時12分〉

~~~~~~ () ~~~~~~~

日程第3から日程第11まで一括議題

○委員長(門田直樹委員) お諮りします。

日程第3、議案第57号「太宰府市立都府楼共同利用施設の指定管理者の指定について」から日程第11、議案第65号「太宰府市立吉松共同利用施設の指定管理者の指定について」までを一括議題としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(門田直樹委員) 異議なしと認め、お諮りしたとおり一括議題とします。

執行部の補足説明を求めます。

中央公民館長。

〇中央公民館長(吉村多美江) 議案第57号から議案第65号までを、一括してご提案させていただきます。議案書は11ページから19ページまでになります。

現在、市内9カ所の各共同利用施設については、地元自治会を指定管理者として管理・運営業務行っております。平成24年3月末でこの期限が満了するため、引き続き平成24年度から2年間に渡り、「太宰府市公の施設に係る指定管理者の指定手続き等に関する条例」第5条の公募によらない候補者として選定いたしましたので、議会の議決を求めるものであり、よろしくご審議たまわりますよう、お願いいたします。

○委員長(門田直樹委員) 補足説明は終わりました。

それでは、これから一括して質疑を行います。委員におかれましては、議案第何号に対する質 疑かを明確にしてから発言をお願いします。

質疑はありませんか。

福廣委員。

- ○委員(福廣和美委員) これは全部に関連することでありますから、何号とは言いませんが、この 各共同利用施設の指定管理者を自治会がやるということで一律なっておりますが、これは一定の 管理の中での決まりごとか何か、ございましたかね。
- 〇委員長(門田直樹委員) 中央公民館長。
- **〇中央公民館長(吉村多美江)** 地元自治会に指定管理を行っておりますけれども、使用料の規定に つきまして、前回の議会の際に利用料金制度を使っておりましたので、使用料を条例に明確にし ましただけで、特に地区公民館と同じ取扱いということで地元の管理に任せております。
- 〇委員長(門田直樹委員) 福廣委員。
- ○委員(福廣和美委員) ということは、明確にこの管理者が常時いなければならないとか、開館、

閉館という、そういう時間帯はないんだろうとは思いますが、そういうものが明確にはなっていいるわけではない、あくまでも各議案の共同利用施設、個々の任せた自治会の運営にすべて任せるというかたちになりますか。

- 〇委員長(門田直樹委員) 中央公民館長。
- **〇中央公民館長(吉村多美江)** そのとおりでございます。
- ○委員長(門田直樹委員) よろしいですか。

ほかにございませんか。

不老委員。

- ○委員(不老光幸委員) これは全体的なことですが、この指定の期間が2年となっていますが、これは2年でなければならない理由はあるんですか。
- 〇委員長(門田直樹委員) 中央公民館長。
- **〇中央公民館長(吉村多美江)** 2年というのが、何か根拠があって2年でなければならないということではないと思いますが、ほかの指定管理も全部含めたところで2年間ということで、2年おきに指定管理を見直ししておりますので、それに併せまして、この共同利用施設もそのような2年というかたちにしております。
- 〇委員長(門田直樹委員) 不老委員。
- ○委員(不老光幸委員) この件につきましては、当該の自治会以外の人に指定管理をお願いするとか、公募することはないわけですよね、だから2年ではなくて5年とか10年とかでいいんじゃないかという気はするんですが、2年ごとにこういう手続等をしないといけない、本当にそれでやるべきかどうかというのは少し疑問に思ったんで言いましたけれど、どうなんでしょうか。
- 〇委員長(門田直樹委員) 教育部長。
- ○教育部長(齋藤廣之) 今、館長の方からも説明いたしましたけれども、法令上は今言いましたように決まりはないんですが、太宰府市で一定の方針を持っているという訳ではないんですが、公募の場合は基本的には3年、随意契約の場合は2年ということで太宰府市では行こうと、現在進めさせていただいております。期間については、今後検討させていただきたいと思っておりまが、現在のところ太宰府市の実情に合せて、国の方からも市の実情に合せてやりなさいということですので、太宰府市としては今のところそういう方針で行かせていただきたいと考えております。
- O委員長(門田直樹委員) よろしいですか。

福廣委員。

- ○委員(福廣和美委員) 関連でききますけれど、これ全体です。名称及び住所については、例えば都府楼共同利用施設の場合は、都府楼自治会となっていますが、自治会長名は入らないのですか。
- 〇委員長(門田直樹委員) 中央公民館長。
- **〇中央公民館長(吉村多美江)** 指定管理者はあくまでも地区の自治会ということにしておりますの

で、当然協定書の中には代表者氏名として自治会長の名前が出てきます。以上です。

- 〇委員長(門田直樹委員) 福廣委員。
- **〇委員(福廣和美委員)** ということは、自治会長が変わるたびに、すべて変わっていくということですね。そこの名称がね、協定書が。
- 〇委員長(門田直樹委員) 中央公民館長。
- **〇中央公民館長(吉村多美江)** 指定管理の2年間ごとに変わっていきます、交代がございましたら変わっていくということになります。
- ○委員長(門田直樹委員) 変わったら、一回一回届を出したりとかということ。心配してあるのはいわゆる指定管理者制ということで、今までの市に提出とか連絡以外に、事務的負担があるのかということを聞いてあるんだと思うんですが、その点どうですか。

中央公民館長。

〇中央公民館長(吉村多美江) 失礼いたしました。

2年間の間に自治会長さんが変わられたりされるところもあるかとは思いますが、この協定に つきましては、あくまでも自治会ということですので、代表者の変更届など特段提出は求めてお りません。

- 〇委員長(門田直樹委員) 福廣委員。
- ○委員(福廣和美委員) であるならばですね、指定の期間等をですね、その自治会長が継続の間は継続してもいいのではないかという、必ずしも公募する訳ではありませんので、2年とか3年とか決めずに、その自治会長の間はその期間と定めてもいいのではないかと考えるものですから、お伺いをしたわけですけれど。そういう考え方は少し乱暴ですかね。
- 〇委員長(門田直樹委員) 中央公民館長。
- ○中央公民館長(吉村多美江) この指定管理が、議案にもありますように、あくまでも自治会ということで限定しておりますので、自治会長さん個人との契約ではございませんので、そこについては、先ほどから指定管理の期間について2年おきというのも短いのではないか、ということも出されておりますので、こういった検討する機会が今後見直しの機会等が市全体でありましたときには、そこのところも一緒に含んで検討したいと思います。
- ○委員長(門田直樹委員) よろしいですか。

ほかにございませんか。

渡邊副委員長。

○副委員長(渡邊美穂委員) 2点お伺いいたします。

1点目が、昭和58年以前に建てられた共同利用施設の耐震診断等が終わったのかということと、もう1点が、改築する場合の費用負担は、全額これは市が負担されているのか、教えてください。

- 〇委員長(門田直樹委員) 中央公民館長。
- **〇中央公民館長(吉村多美江)** 耐震診断につきましては、特に共同利用施設につきましては行って

おりません。市の公共施設の全体の耐震計画の中で、公の施設となっておりますので、そこの中には耐震工事が行われていないところに数的には挙げておりますが、特段の診断というのは行っておりません。それと、今後この共同利用施設につきまして、耐震の工事が行われるということになりますと、ほかの地区公民館と管理運営を同じく取り扱いをしておりますので、改修につきましては整備補助金の範囲内ということになりますので、地元負担割合も出てくることになるかと思います。

- ○委員長(門田直樹委員) 建て直しについては、建て直しについての費用負担は。
- 〇中央公民館長(吉村多美江) 建て直しにつきましては、この共同利用施設につきましては、空港 騒音の関係もございますので、そことの建て直しについての届出、手続き等も出てきますが、通 常の新築であれば最高額1,000万円の補助金になります。改修計画につきましては、10万円以上 が8割、市の補助が全体工事費の8割、2割が地元の負担ということになります。
- ○委員長(門田直樹委員) よろしいですか。ほかにございませんか。

これで質疑を終わります。

これから一括して討論を行います。委員におかれましては、議案第何号に対する討論かを明確にしてから発言をお願いします。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(門田直樹委員) これで討論を終わります。

これより議案第57号から議案第65号まで一括して採決を行います。

これにつきまして、可決することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

〇委員長(門田直樹委員) 全員挙手です。

したがいまして、議案第57号から議案第65号までについては、可決すべきものと決定しました。

〈可決 賛成5名 反対0名 午前10時24分〉

~~~~~~ () ~~~~~~~

#### 日程第12 議案第66号「太宰府市民図書館の指定管理者の指定について」

○委員長(門田直樹委員) 次に日程第12、議案第66号「太宰府市民図書館の指定管理者の指定について」を議題といたします。

執行部からの補足説明を求めます。

市民図書館長。

〇市民図書館長(吉村多美江) 議案書20ページの議案第66号、太宰府市民図書館の指定管理者の指定についてご説明申しあげます。市民図書館は現在平成11年度から財団法人太宰府市文化スポーツ振興財団を指定管理者として図書館業務を行っておりますが、平成24年3月末で期間満了となるため、現行どおり引き続き平成24年度より2年間に渡り、「太宰府市公の施設に係る指定管理

者の指定手続等に関する条例」第5条による公募によらない候補者として選定しましたので、議 会の議決を求めるものでございます。よろしくお願いいたします。

○委員長(門田直樹委員) 説明は終わりました。

それでは、質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**〇委員長(門田直樹委員)** これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(門田直樹委員) これで討論を終わります。

採決を行います。議案第66号につきまして、可決することに賛成の方は挙手願います。

(全員举手)

**〇委員長(門田直樹委員)** 全員挙手です。したがいまして、議案第66号につきましては、可決すべきものと決定しました。

(可決 賛成5名 反対0名 午前10時26分)

~~~~~~ () ~~~~~~~

日程第13から日程第14まで一括議題

○委員長(門田直樹委員) お諮りします。

日程第13、議案第67号「太宰府市文化ふれあい館の指定管理者の指定について」及び日程第14、議案第68号「大宰府展示館の指定管理者の指定について」を一括議題にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(門田直樹委員) 異議なしと認め、お諮りしたとおり一括議題とします。

執行部の補足説明を求めます。

文化財課長。

○文化財課長(井上 均) 議案書21ページ、22ページをお開きください。議案第67号、太宰府市文化ふれあい館の指定管理者の指定について、ご説明申しあげます。太宰府市文化ふれあい館は平成8年4月に開館し、歴史の散歩道の中核施設として利用していただいております。平成18年から指定管理者を財団法人太宰府市文化スポーツ振興財団に指定し、管理運営を委託しておりますが、平成24年3月31日をもって協定期間が終了することから、「太宰府市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例」第5条による公募によらない候補者として選定し、指定するものです。施設の名称は太宰府市文化ふれあい館、指定管理者となる団体名は財団法人太宰府市文化スポーツ振興財団、指定の期間は平成24年4月1日から平成26年3月31日までです。

続きまして、議案68号、大宰府展示館の指定管理者の指定について、ご説明申しあげます。大 宰府展示館は昭和55年10月に開館し、多くの利用者に太宰府の歴史を理解していただいておりま す。平成18年から指定管理者を財団法人古都大宰府保存協会に指定し、管理運営を委託しており ますが、平成24年3月31日をもって協定期間が満了することから、「太宰府市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例」第5条による公募によらない候補者として選定し、指定するものです。施設の名称は大宰府跡遺構保存覆屋、通称大宰府展示館です。指定管理者となる団体名は財団法人古都大宰府保存協会、指定の期間は平成24年4月1日から平成26年3月31日までの2年間です。

○委員長(門田直樹委員) 説明は終わりました。

それでは、これから一括して質疑を行います。委員におかれましては、議案第何号に対する質 疑かを明確にしてから発言をお願いします。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(門田直樹委員) これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、議案第67号について、討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(門田直樹委員) 次に、議案第68号について、討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(門田直樹委員) これで討論を終わります。

採決を行います。

まず、議案第67号につきまして、可決することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

〇委員長(門田直樹委員) 全員挙手です。

したがいまして、議案第67号につきましては、可決すべきものと決定しました。

(可決 賛成5名 反対0名 午前10時29分)

〇委員長(門田直樹委員) 次に、議案第68号につきまして、可決することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

〇委員長(門田直樹委員) 全員挙手です。

したがいまして、議案第68号につきましては、可決すべきものと決定しました。

(可決 賛成5名 反対0名 午前10時29分)

 $\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim$

日程第15 議案第71号「太宰府市スポーツ推進審議会条例の制定について」

○委員長(門田直樹委員) 次に日程第15、議案第71号「太宰府市スポーツ推進審議会条例の制定について」を議題といたします。

それでは、執行部からの補足説明を求めます。

生涯学習長。

○生涯学習課長(木原裕和) 議案第71号、太宰府市スポーツ推進審議会条例の制定について、ご説明いたします。議案書25ページ、新旧対照表の1ページから3ページをご覧ください。従来、スポーツ振興法におけるスポーツに関する基本理念、国、地方公共団体、スポーツ団体等の責務、努力内容等の見直しが行われ、新しくスポーツ基本法が本年の8月24日に施行されたことに伴う関係法令の改正で、スポーツ振興審議会条例の全部を改正し、新たな条例として制定する必要が生じたものでございます。

補足説明をさせていただきます。

第1条、趣旨では、スポーツ振興法をスポーツ基本法へ、スポーツ振興審議会がスポーツ推 進審議会となっております。

第2条、所掌事務では、職務を所掌事務と読み替えしております。

第6条、会長及び副会長の条文内容を検討し、項目を整理しております。

第9条、委任につきましては、施行期日及び経過措置を設けております。

以上です。どうぞご審議たまわりますよう、よろしくお願いいたします。

○委員長(門田直樹委員) 説明は終わりました。

それでは、質疑を行います。質疑はありませんか。 藤井委員。

- ○委員(藤井雅之委員) このスポーツ基本法の関係ということですけれども、新旧対照表で言いますと、改正前の現行のところでお伺いしたいんですけれども、近年の太宰府市スポーツ振興審議会というのがどれくらいの頻度で開かれているのかというのが1点と、一番最近開かれたのはいつなのか、その内容等お聞かせください。
- 〇委員長(門田直樹委員) 生涯学習課長。
- **〇生涯学習課長(木原裕和)** スポーツ振興審議会につきましては、平成22年に太宰府市スポーツ振興基本計画、これを作成する際に審議会等を開催させていただいております。
- 〇委員長(門田直樹委員) 藤井委員。
- ○委員(藤井雅之委員) それに合わせて、その時に当然審議会の委員の方を任命されていると思いますが、その委員さんは現在もまだ引き続き継続されているということなのかということが1点と、もし示していただけるのであれば、どういった方で構成されているのか、審議会の構成の状況までお聞かせください。
- 〇委員長(門田直樹委員) 生涯学習課長。
- **〇生涯学習課長(木原裕和)** ここにありますように、経過措置でそういった委員さんにつきまして は委員としての任期の残任期間として、そのまま新しい条例で行っていくということになってお ります。委員さんの構成については、名簿を持参しておりませんので、後日ご報告したいと思います。
- 〇委員長(門田直樹委員) 教育部長。
- 〇教育部長(齋藤廣之) 補足で、スポーツ振興審議会、当時21年度に審議会を立ち上げて審議して

いただいておりますが、メンバー、どういう方々かということですが、総合型地域スポーツクラブ「太宰府よか倶楽部」、九州情報大学の教授、体育協会、スポーツ少年団、身体障害者福祉協会、長寿クラブ連合会、あと学校関係等の方々に審議会の委員になっていただき、審議をしていただいております。

- 〇委員長(門田直樹委員) 藤井委員。
- ○委員(藤井雅之委員) それと、あと今後のこの改正案ででます、大宰府市スポーツ推進審議会の 関連で言いますと、例えば、近々でですね、この太宰府市のスポーツ振興という部分でこの審議 会で行わないといけないというような特別な状況というか、何か持っておられますか。
- 〇委員長(門田直樹委員) 教育部長。
- ○教育部長(齋藤廣之) スポーツ振興基本計画を策定しておりますので、やはりこの施策内容や進捗状況等について、審議会に諮問して、その意見を聞きながら進行管理をしていかなければならないと考えておりまして、これは実施計画は3年ごとに見直し、平成24年中に審議会を開いて次につなげていく必要があると考えております。具体的にいつ開催するという計画までは、現在のところ持っておりません。以上です。
- ○委員長(門田直樹委員) よろしいですか。ほかにありませんか。 福廣委員。
- ○委員(福廣和美委員) 今のメンバーの中で、識見を有する人はどなたで、何名いらっしゃるんですか。
- 〇委員長(門田直樹委員) 教育部長。
- ○教育部長(齋藤廣之) すみません。今、識見と市民との区分けがわかるものを手元に持っておりませんので、後程回答させていただきます。
- ○委員長(門田直樹委員) 後程お願いします。

(「識見は一人では…」と呼ぶ者あり)

(教育部長「確認して、後程回答します」と呼ぶ)

○委員長(門田直樹委員) ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(門田直樹委員) これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(門田直樹委員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第71号につきまして、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

○委員長(門田直樹委員) 全員挙手です。

したがいまして、議案第71号につきましては、原案のとおり可決すべきものと決定しまし

(原案可決 賛成5名 反対0名 午前10時36分)

 $\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim$

日程第16 議案第72号「太宰府市立運動公園条例等の一部を改正する条例について」

〇委員長(門田直樹委員) 次に日程第16、議案第72号「太宰府市立運動公園条例等の一部を改正する条例について」を議題といたします。

それでは、執行部からの補足説明を求めます。

生涯学習長。

〇生涯学習課長(木原裕和) 議案第72号、太宰府市立運動公園条例等の一部を改正する条例について、ご説明申しあげます。資料につきましては28ページ、新旧対照表につきましては4ページをご覧ください。

従来のスポーツ振興法におけるスポーツに関する基本理念、国、地方公共団体、スポーツ団体の責務、努力等の内容の見直しが新しく行われ、スポーツ基本法が施行されました。これに伴う改正で、太宰府市立運動公園条例等の一部を改正する条例として改正する必要が生じたため、ご説明させていただきます。

太宰府市立運動公園条例の一部を改正する条例と、太宰府市立太宰府史跡水辺公園条例の一部 を改正する条例、第1条の設置では、「スポーツ振興法」が「スポーツ基本法」と読み替えにな っております。

続きまして、太宰府市総合運動公園整備事業基金条例の一部を改正する条例につきましては、 第1条の設置では、「生涯スポーツ振興策」を「生涯スポーツ推進策」と読み替えになっており ます。

よろしくご審議の程、お願いいたします。

〇委員長(門田直樹委員) 説明は終わりました。

それでは、質疑を行います。質疑はありませんか。

渡邊副委員長。

- 〇副委員長(渡邊美穂委員) 太宰府市総合運動公園整備事業基金条例というのが平成8年からなってるんですが、これは前回の補正で2億円を積み立てされた総合運動公園の基金と同じものですか。
- 〇委員長(門田直樹委員) 生涯学習課長。
- 〇生涯学習課長(木原裕和) はい、そのとおりです。
- 〇委員長(門田直樹委員) 渡邊副委員長。
- **〇副委員長(渡邊美穂委員)** 現在はあの2億円だけと思っていていいんでしょうか。
- 〇委員長(門田直樹委員) 生涯学習課長。
- **〇生涯学習課長(木原裕和)** いえ、トータルとしましては、金額はそれ以上になりまして、正式な金額については後程ご回答させていただきたいと思います。

- 〇委員長(門田直樹委員) 生涯学習課長。
- ○生涯学習課長(木原裕和) すみません、約3億6,000万円ほどになります。
- ○委員長(門田直樹委員) ほかにありませんか。

すみません、私から一点。

先ほど読み替えということで理解しているんですが、「振興」から「推進」ということになって、何か少し力をより加える、入れていくというような何かそういうふうな変化はありますか。 生涯学習長。

- **〇生涯学習課長(木原裕和)** 基本条例が変わったことによって、現在体育指導委員さんというのがいらっしゃいますが、そういった方たちの活動等をより充実したかたち、そして今現在いろいろな事業に取り組んでおりますが、そういった部分についても「振興」からより一歩進んだかたちでの活動をやっていきたいということで話をしております。以上です。
- ○委員長(門田直樹委員) わかりました。 福廣委員。
- **〇委員(福廣和美委員)** 先ほどの基金の件ですが、これは目標額というのは設定してありますか。
- 〇委員長(門田直樹委員) 総務部長。
- ○総務部長(木村甚治) 目標額というのは設定しておりません。
- ○委員長(門田直樹委員) よろしいですか。 福廣委員。
- ○委員(福廣和美委員) 設定はしてないけど、だいたいの額はあるんですか。いつごろまで、この基金の積み立て。これはずっと積み立てをするんですか。だいたい、いつごろまでの予定とかはない。何年ごろまでするとか、あと何年までするとか。
- 〇委員長(門田直樹委員) 総務部長。
- ○総務部長(木村甚治) この総合運動公園の整備するための基金ではございますけれども、例えば 一つ絵を描いて、それができるまでというものでもありませんので、ある程度、今回体育館構想 もありますので、その辺が整備されたときに判断をしたいと思っております。
- ○委員長(門田直樹委員) よろしいですか。

長谷川委員。

○委員(長谷川公成委員) 生涯スポーツ振興策が推進策として今後変わるので、総合体育館の話も 今出ましたけれど、今後機構改革において、スポーツ課というものを私は設置するべきだと思う んですが、考え方としてはいかがお考えですか。そういう話は全然出ていないですか。

スポーツ課の設置については、要望として聞いておいてください。

○委員長(門田直樹委員) よろしいですか。

ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(門田直樹委員) これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(門田直樹委員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第72号につきまして、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

○委員長(門田直樹委員) 全員挙手です。

したがいまして、議案第72号につきましては、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

(原案可決 賛成5名 反対0名 午前10時42分)

~~~~~~ () ~~~~~~

日程第17 議案第73号「太宰府市歴史と文化の環境税条例の一部を改正する条例について」

**〇委員長(門田直樹委員)** 次に日程第17、議案第73号「太宰府市歴史と文化の環境税条例の一部を 改正する条例について」を議題といたします。

それでは、執行部からの補足説明を求めます。

税務課長。

○税務課長(久保山利信) 議案第73号、太宰府市歴史と文化の環境税条例の一部を改正する条例について、ご説明申しあげます。議案書は31ページ、及び32ページになります。条例改正新旧対照表は5ページになります。

今回の改正は、「太宰府市歴史と文化の環境税」の適用期間が来年の5月に条例が9年の適用期間を迎えるに当たり、見直しの時期に当たることから、本年9月から4回に渡り、太宰府市税制審議会を開催いたしまして、本年11月8日の第4回審議会におきまして、本税が一定の効果があったこと、収入実績及び将来の持続性の観点から確実なものとしてとらえることができたことから、歴史と文化の環境税を現行どおり継続し、その期間は3年とすることが望ましいとの答申をいただいております。本市といたしましても、この答申を含め3年継続の意向を十分尊重しまして、本税の適応期間をさらに3年延期するものでございます。

改正内容につきましては、条例新旧対照表の5ページをご覧いただきたいと思います。条例 附則第2項中の適用期間、現行では来年の平成24年5月22日を、3年間延長するために、その期間を改正案といたしまして平成27年5月22日に改正するものであります。また、この日が過ぎましても、5月22日以前に発生したものにつきましては、なお従前の効力を有しますというような 附則の内容でございます。

以上が補足説明であります。よろしくご審議たまわりますよう、よろしくお願いいたします。 以上です。

○委員長(門田直樹委員) 以上で説明は終わりました。

それでは、質疑を行います。質疑はありませんか。

藤井委員。

- ○委員(藤井雅之委員) 本会議2日目に同じ会派であります神武の方からも質問が出ておりましたが、その中で徴収をしている業者さんの数が33あるとご答弁いただいていたと思いますが、その業者さんの数の中で地元で営業されて、税を徴収されているところがどのくらいおられるのかということと、あと、例えばコインパーキングとかも33事業者の中にあると思うんですが、要は太宰府市以外に会社、管理会社等おかれている形態がどれくらいあるのか、33事業者の内訳をもう少し詳細に教えてください。すぐ分からないのであれば、後で教えてください。
- ○委員長(門田直樹委員) いいですか。
  税務課長。
- ○税務課長(久保山利信) 特別徴収の指定業者については33ということで、この前ご回答いたしましたが、その中で太宰府市内に持ってある方と、例えば九州国立博物館や西鉄というようなところの数は現在把握しておりませんので、後程ご回答できればと思います。以上でございます。
- **〇委員長(門田直樹委員)** 他にございませんか。 福廣委員。
- **〇委員(福廣和美委員)** この審議会の中で、賛否両論あったのかどうか。その中でみらい基金の話は出たのかどうかについて、お伺いをしたいと思います。
- 〇委員長(門田直樹委員) 税務課長。
- ○税務課長(久保山利信) 9月27日から4回に渡って税制審議会を開かせていただいております。 その中のご意見といたしましては、第2回目に歴文税の事業概要の報告、及びみらい基金の現在 の状況について報告がなされております。さらに、みらい基金につきましては、賛否の両論とい うことでございますけれど、歴文税が必要ということもありますけれども、歴文税に代わるもの としてみらい基金に移行すべきという意見もございます。さらに、新たな将来のまちづくりのた めに市民や代表が語り合うそういう場所も設けていただきたいというご意見もございました。こ のような様々なご意見をいただいた中で総括として3年の継続が望ましいという答申をいただい ているところでございます。以上です。
- 〇委員長(門田直樹委員) 福廣委員。
- ○委員(福廣和美委員) 最終的に全会一致で3年が決まったのか、それとも大多数なのか、もしよければ大多数であれば何対何だったのかまで、答えられる範囲で結構ですので、教えてください。
- 〇委員長(門田直樹委員) 税務課長。
- ○税務課長(久保山利信) 第3回目の時に反対される委員さんもいらっしゃいました。第4回目に答申をいただいております。その中で答申案につきましていろんな議論がなされる中でご都合で第4回目は欠席されておりました。その中でみらい基金の関係から3年の継続はやむを得ないというところで、全会一致といいますか、そういった結論に達したというところでございます。当日第4回目に前回反対された方が1名欠席されておりますので、大多数ではなかったかと思いま

す。以上です。

- 〇委員長(門田直樹委員) 福廣委員。
- **〇委員(福廣和美委員)** ということは、答申案について最終的に意義はなかったという捉え方でいいわけですね。
- 〇委員長(門田直樹委員) 税務課長。
- **〇税務課長(久保山利信)** そのとおりでございます。
- ○委員長(門田直樹委員) ほかにございませんか。 長谷川委員。
- **〇委員(長谷川公成委員)** 先ほど藤井議員からコインパーキングの話が出たと思いますが、コインパーキングあたりの税の徴収は行われているんですか。どうなっているんですか。
- 〇委員長(門田直樹委員) 税務課長。

(門田委員長「徴収しているか、していないだけでも…」と呼ぶ)

- ○税務課長(久保山利信) 徴収はしております。市内にコインパーキングはおよそ8カ所を特別徴収事業所として指定させていただいておりますので、徴収はさせていただいております。以上です。
- 〇委員長(門田直樹委員) 不老委員。
- ○委員(不老光幸委員) いくつかあるんですけれども、税制審議会の11月8日の答申内容というのはホームページには載っているとは思いますが、この答申内容を議員皆さんには配っていないですよね。説明もされておりません。これはなぜ、そのようになったのか、ということですね。

それから、平成21年5月の環境税の条例改正前に平成20年12月26日の税制審議会の答申では、 その中に「協働の理念を謳う太宰府みらい基金が、これからのまちづくりの新しいかたちの一つ として期待され、今後も検討していくべき課題であることなどから、太宰府みらい基金に関する 条例の制定とその施行状況、社会経済条例の推移等を勘案し、必要に応じて税制審議会が開催さ れることを望むものである。」となっております。太宰府古都・みらい基金条例を議会発議で制 定しましたのが、平成22年4月から施行されておるわけですけれど、その後税制審議会に対し て、太宰府古都みらい基金が施行されていること、それについて審議開催をされたのかどうか、 それをまずお聞きしたいと思います。

- 〇委員長(門田直樹委員) 税務課長。
- ○税務課長(久保山利信) まず、税制審議会の諮問書につきましては、11月8日に答申をいただきまして、その分を審議会の結果報告ということで市ホームページに掲載させていただいております。

それから、2点目の平成20年12月26日に答申にあります税制審議会につきましては、審議会ということから諮問・答申というかたちをとらないといけませんので、そういう状勢になかったということから、税制審議会はこの間、開いておりません。

〇委員長(門田直樹委員) 不老委員。

○委員(不老光幸委員) まず、平成23年11月8日の税制審議会の答申内容をこの審議会に要求いたします。

それからもう一つ、平成20年12月26日の税制審議会の答申内容の資料を準備していただきますようお願いいたしまして、暫時休憩を求めます。

- ○委員長(門田直樹委員) 暫時休憩します。今この答だけでまず…。何か話すことが…。
- **〇委員(不老光幸委員)** いえ、資料を今すぐこの場に出してくださいということを、要求いたします。
- ○委員長(門田直樹委員) 今。それでは午前11時…。

資料はだいたいどれくらいでできますか。

(税務課長「前回の分と今回の分でございますよね。10分程度でご用意できるかと思います。」 と呼ぶ)

○委員長(門田直樹委員) それでは、午前11時15分まで休憩します。

休 憩 午前10時57分

~~~~~~ () ~~~~~~~

再 開 午前11時15分

○委員長(門田直樹委員) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

先に説明を…。

税務課長。

○税務課長(久保山利信) 先ほどは失礼しました。

藤井委員さんのご質問の中で、市外に本社がある指定業者は何社というご質問でございました ので確認しましたところ、5社でございます。以上です。

- 〇委員長(門田直樹委員) 不老委員。
- **〇委員(不老光幸委員)** 資料、準備していただきまして、ありがとうございました。

まずですね、平成20年12月26日の答申書の裏側を見てください。裏側の上から2行目ですね、「さらに、協働の理念を謳う太宰府みらい基金が、これからのまちづくりの新しい形の一つとして期待され、今後も検討していくべき課題であることなどから、太宰府みらい基金に関する条例の制定とその施行状況、社会経済情勢の推移等を勘案し、必要に応じて税制審議会が開催されることを望むものである。」、それから今回の答申の下から8行目、「平成21年9月に「太宰府古都・みらい基金条例」が制定されたことの報告を受けた。」という内容になっているわけです。

したがって、前の前段のこの諮問をする前に「太宰府古都・みらい基金条例」が制定され、施 行されたことについて、税制審議会を開催されたのかお伺いいたします。

- 〇委員長(門田直樹委員) 市民生活部長。
- ○市民生活長(古川芳文) 前回の平成20年12月26日に答申をいただきまして、今回の税制審議会に至るまでの間に、税制審議会が今の要旨で開催をされたか、というご意見でございます。平成20年の答申の最後にもありますように、基金についての条例の制定と施行状況、社会経済情勢の

推移等を勘案して、必要に応じて開催しなさいよ、というご意見を頂戴しておりました。今回の税制審議会の中でも、審議会の開催がなかったというご意見も頂戴しております。それで、このみらい基金についての期待感というのは、議員皆さんが持ってあるものでございまして、議会のご協力もいただいて平成21年9月に議会可決をしていただいたあと、平成22年4月から施行をさせていただいております。状況から申しあげますと、今回の審議会の中でみらい基金についての条例が制定されたということも含めまして、現況の報告もしていただきました。その中で、今年は特に3月11日に東日本大震災もございましたので、基金についての趣意書、文書も見送っているとお聞きしておりました。確かに金額的にもまだまだ基金の方が思うように進んでいないという状況等もございましたので、また、平成24年の開催に向けて本年度、平成23年度に開催する予定もございましたので、審議会については今回の諮問までの間には開催はしていないということでございます。

- 〇委員長(門田直樹委員) 不老委員。
- ○委員(不老光幸委員) わかりました。

それからもう一つ、もう一点はですね、今回の税制審議会で観光協会の代表の方は反対意見を 出したというふうに私は伺いましたが、その件については事実でございましょうか。

- 〇委員長(門田直樹委員) 市民生活部長。
- ○市民生活長(古川芳文) 先ほど税務課長の方から内容の報告もいたしましたが、一部そのような、一部負担になる税についてはみらい基金に、というようなご意見も確かに出ております。ただ、現況から申しあげまして、総括的には歴文税が6,000万円を超える年間収入が安定していると、まちづくりにそれだけ活用ができているという状況から3年間継続というかたちでの答申をいただいたところでございます。
- 〇委員長(門田直樹委員) 不老委員。
- 〇委員(不老光幸委員) わかりました。

ほかの皆さんの意見がございましたら、お伺いいただいて。なければ、また最後に私が発言 させていただきます。

○委員長(門田直樹委員) ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

- 〇委員長(門田直樹委員) 不老委員。
- ○委員(不老光幸委員) 今回、条例の改正案が上程されておりますけれども、実は議員さん、この過程、この上程までに至る税制審議会の内容も、確かにホームページでは載せてありますけれども、一度議員の中でこの件については協議する時間が必要ではなかったかなとと思っております。ということで、当この委員会だけで結論を出すのはまだちょっと難しいんではないかと思います。

したがって、この件につきましては、継続審査で処理をしたいということで、提案をさせて いただきます。 **〇委員長(門田直樹委員)** ただいま不老委員から議案第73号を継続審査とされたい旨の動議が提出 されました。

よって、「議案第73号を継続審査とする動議」を議題とし、採決します。

議案第73号を継続審査とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(大多数举手)

○委員長(門田直樹委員) 大多数挙手と認め、議案第73号は継続審査とすることに決定しました。
(継続審査 賛成4名 反対1名 午前11時20分)

~~~~~~ () ~~~~~~~

日程第18 議案第75号「平成23年度太宰府市一般会計補正予算(第3号)について」

○委員長(門田直樹委員) 日程第18、議案第75号、平成23年度太宰府市一般会計補正予算(第3号)についての当委員会所管分を議題とします。

お諮りします。

審査の都合上、歳出から審査を行いたいと思います。また、補正の補足説明において、関連する項目として同時に説明した方がわかりやすい別の補正項目については、併せて説明をお願いしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(門田直樹委員) 異議なしと認め、歳出から審査を行います。

また、執行部におかれましては、補正の補足説明を順次していただくにあたって、関連する項目として同時に説明をした方がわかりやすい別の補正項目については、併せて説明ををお願いいたします。

それでは、歳出の審査に入ります。補正予算書12ページ、13ページをお開きください。 2款1項1目、一般管理費について、それぞれ補足説明をお願いします。 総務課長。

○総務課長(古野洋敏) 1目、一般管理費、市制施行30周年記念事業関係費173万円につきまして、ご説明いたします。これは来年の平成24年度、市制施行30周年記念事業を行うわけですが、その前に平成23年度に事前に準備をしておかなければならない部分を補正させていただくものでございます。

まず、報償費、記念品につきましては、来賓の方への記念品を63万円、需用費、消耗品費に つきましては額縁等を事前に購入しますので50万円、印刷製本費、案内状、パンフ等の印刷代で 60万円を計上させていただいるものでございます。

以上でございます。

○委員長(門田直樹委員) 説明は終わりました。

これについて質疑はありませんか。

- 〇委員長(門田直樹委員) 福廣委員。
- **〇委員(福廣和美委員)** この30周年記念事業そのものについて、一般質問等でもありましたが、ど

の程度進んでいるのか、概略、どういうことをするということが決まっているのかどうか、お伺いしたいと思います。

- 〇委員長(門田直樹委員) 総務課長。
- ○総務課長(古野洋敏) 式典に関しましては、来年4月8日、中央公民館で一部を姉妹都市の締結、2部を記念式典というかたちで考えております。あとほかの行事等については担当課も違いますので、私からはそういうかたちで説明させていただきます。
- 〇委員長(門田直樹委員) 経営企画課長。
- ○経営企画課長(石田宏二) それではそのほかの市制施行30周年記念事業につきまして、ご説明させていただきたいと思います。今総務課長が申しあげました記念式典、それと扶餘郡との姉妹都市締結調印式を同時に行うというようなところが第1義でございまして、そのほかは主なものとしまして、現在確定といいますか、準備を進めておりますものが「太宰府検定」の事業でありますとか、あと市民参加型のミュージカルといたしまして「ASUKA」というもので、これは社団法人つくし青年会議所、JCが中心となりまして、現在準備をすすめているところでございます。それと全国万葉フォーラムの誘致でありますとか、そのほかにはNHKの公開録音の部分で現在いろんなかたちでNHKの方に申請をいたしておりますが、20周年記念時に行いました真打競演という落語的なものと何種類か併せまして要望提案というかたちを行っておりまして、NHKの方も現在全国からの公開番組についての調整を行っているところでございまして、年明けぐらいにこれが実現できるかどうかがはっきりすると思われます。

現在、今一番有力なのは俳句王国というNHKのEテレ、前の教育テレビですかね、毎週月曜日の夜放送されています「俳句王国」というのが一番、今のところ現実的にできるんではないかというようなNHKからの感触は得ておるところでございます。

ほかに青年の主張大会の誘致でありますとか、今現在記念事業として各課から上がってきている部分につきまして、精査をしている段階でして、当然来年度の当初予算との絡みもございますので、現在その調整を行っているところでございます。以上でございます。

- 〇委員長(門田直樹委員) 福廣委員。
- **〇委員(福廣和美委員)** 今回は補正予算ですけれども、来年度の全体の予算の枠というようなものは現在あるんですかね。
- 〇委員長(門田直樹委員) 経営企画課長。
- ○経営企画課長(石田宏二) 今お話ししましたように、現在予算編成中でございまして、今現在各 課から要求があがってきているものを含めまして、新規ですね、当然既存事業で冠をつけるもの を除きまして、新規に発生する一般財源額としましては2,300万円ほどの予算要求があっておる ところでございます。以上でございます。
- 〇委員長(門田直樹委員) 福廣委員。
- ○委員(福廣和美委員) 今説明ありました、4月8日の記念事業を中央公民館の方でされると、その際に扶餘郡との調印もやるんですかね。

- 〇委員長(門田直樹委員) 総務課長。
- ○総務課長(古野洋敏) 8日に一部最初に調印式を行いまして、その次に記念式典というかた ちで、今のところは計画しているところでござます。
- 〇委員長(門田直樹委員) 福廣委員。
- **〇委員(福廣和美委員)** 市民まつりの時に何かやるというというようなことは、これとは全く別の 話でしたかね。調印の話とは、扶餘郡との、そういう話はなかったかな。
- 〇委員長(門田直樹委員) 地域づくり担当部長。
- ○地域づくり担当部長(今泉憲治) ちょうど扶餘の大きなイベントが10月上旬にありまして、市民まつりとちょうど時期が重なっておりますので、それは現実的にはできないというふうに思っております。
- 〇委員長(門田直樹委員) 福廣委員。
- ○委員(福廣和美委員) 今の説明でいくと、来年度一年間かけて冠をつけて記念行事を行うという 認識でいいのですか。それともある一定の期間の中でそれをやってしまうというものなんでしょ うか。
- 〇委員長(門田直樹委員) 総務部長。
- ○総務部長(木村甚治) あの来年1年に渡って、いろいな事業を冠をつけてやっていこうという考えでおります。短い期間でぱっとやっていこうということでは考えておりません。
- ○委員長(門田直樹委員) よろしいですか。次に進みます。 同ページの2款1項4目、広報費について、説明をお願いします。 経営企画課長。
- ○経営企画課長(石田宏二) 広聴広報関係費の委託料、電子掲示板システム構築委託料についてご説明申しあげます。多くの観光客が訪れます太宰府天満宮周辺の渋滞の緩和、といいますか、駐車場情報等をお知らせする電子掲示板を、現在考えておりますのは市庁舎の道路沿いに、大きさとしましては縦1.6メートル、横2.2メートルぐらいのLEDビジョンを設けまして、そういった駐車場の満空情報や現在の駐車場が画像でわかるような電子掲示板を掲示したいと考えております。そのほかには、駐車場情報だけではございませんで、行政情報ですね、市の主催のイベントでありますとか、まほろば号の運休やダイヤの情報、九州国立博物館の特別展の情報、また観光情報など、いろいろな市の行政情報につきましても、この電子掲示板を使いまして掲示をしていきたいというふうに考えているものでございます。以上です。
- **〇委員長(門田直樹委員)** これについて、質疑はありませんか。 福廣委員。
- **〇委員(福廣和美委員)** これは設置場所はだいたい決まっているんですかね。今言われたと思うけれど、それに疑問があるので、もう一度お答えいただきたい。
- 〇委員長(門田直樹委員) 経営企画課長。
- **〇経営企画課長(石田宏二)** 今現在、計画、予定いたしておりますのは、先ほども申しましたよう

に市役所の庁舎の、ここからすると左側の道路沿いの植え込みがございますですね、そのあたり を現在関係者とともに計画をいたしておるところでございます。

- 〇委員長(門田直樹委員) 福廣委員。
- ○委員(福廣和美委員) これ交通情報も、駐車場情報も入るんですね、この中に。学校の駐車場を使うこともありますよね、市民まつりの時は学業院中学校を使ったり、いろんなことされると思うんですが、正月も使うことがあると思うんですが、その場合市の庁舎まで来てからまた戻るということでは、若干使い勝手が悪いのではないかと思うんですが、設置場所がそこでいいのかどうかというのが、そこに疑問があるんですが、いかがですか。
- 〇委員長(門田直樹委員) 経営企画課長。
- **○経営企画課長(石田宏二)** 設置場所につきましては、今当面市役所のところと考えておりますのは、先ほども申しましたように、併せて行政情報等も流したいというところが第一点でございまして、今後駐車場情報の掲示板につきましては、ここを皮切りにほかの場所も考えていきたいというふうに考えております。
- 〇委員長(門田直樹委員) 福廣委員。
- ○委員(福廣和美委員) 今回の委託料だけで1,500万円ですよね、これ委託料になっていますけれど、今後別途考えるということになれば、予算的に相当な金額が発生するのか、それともこの委託料の中で機器、掲示板そのものの金額だけでいいのかどうか、設置場所が増えれば委託料も増えていくのかということも、電子掲示板をどのくらいの数、電子掲示板が1枚なのか、最初から何枚もそろえられるのかどうかというのもあると思うんですが、まだ想像がつかないので。
- 〇委員長(門田直樹委員) 経営企画課長。
- **〇経営企画課長(石田宏二)** 私どももまずは市役所の庁舎前に建ててみて、試験的にモデル的に 建ててみてですね、その後考えていきたいと思っておるところでございます。
- 〇委員長(門田直樹委員) 福廣委員。
- ○委員(福廣和美委員) それはそれでいいんですが、予算的にはどうなのかですよね。その 1,500万円がどこから、便利にすればするほど費用的にかかってくると思うんですが、これはそ の度にこのくらいの金額が、予算が必要なのか。
- 〇委員長(門田直樹委員) 経営企画課長。
- ○経営企画課長(石田宏二) 見積もり等をとる中ではこれぐらいで設置できるのではないかというかたちなんですが、これの主だったものはLEDビジョンの費用になるんではないかと思います。システム更新といいますか、駐車場の満空情報というのはカメラの情報をこれにつなぐというかたちでありますとか、市政情報を内部の入力できるようなかたちで今考えておりまして、そういったものを含めて1,500万円の範囲内でできるのではないかということで今回予算計上させていただいているところでございます。
- ○委員長(門田直樹委員) ほかにございませんか。
  藤井委員。

- ○委員(藤井雅之委員) 福廣委員の質問とも関連するかと思うんですが、まずこの掲示板で駐車場の満車空車の情報を流すということですが、だいだいどれくらいの駐車場の数のそういった情報を流される予定で考えられているのかというのが一つと、この掲示板でそういった情報を流す時間は、ある一定朝何時から夕方あるいは夜何時までなのか、それとも24時間というかたちで考えておられるのか、補足説明をお願いします。
- ○経営企画課長(石田宏二) 今現在も駐車場案内システムというかたちで、年末から年始にかけて、また1月の土日につきましては携帯電話でその情報が見られるシステムになっております。その情報をこの大型ビジョンで流すということからスタートしていきたいというふうに考えておりまして、主だった映像につきましては天満宮の第1駐車場、第2駐車場等の映像から流していきたい。それからカメラにつきましては、この幹線道路に増設いたしまして天満宮に行くまでの流れがわかるような映像を流したいというふうに考えております。駐車場の満空情報の時間については、12月31日の18時から1月1日18時まで、その他1月の土日の10時から18時を、今現在流しておりますので、当面は同様にいきたいと考えております。また、観梅期などの混雑時期につきましても、今後検討していきたいというふうな考えを持っております。
- 〇委員長(門田直樹委員) 長谷川委員。
- ○委員(長谷川公成委員) 今聞いていますと、結構駐車場関係の情報が主になってくるんですか、 広報も流すとおっしゃってましたが。
- 〇委員長(門田直樹委員) 経営企画課長。
- **○経営企画課長(石田宏二)** 特に渋滞時期につきましては、まず駐車場情報を第一義的に考えるというかたちでありますけれども、それだけではもったいのうございますので、そういったものを流さない時に市政情報、観光情報等を流していきたいというふうに考えております。
- 〇委員長(門田直樹委員) 長谷川委員。
- ○委員(長谷川公成委員) 駐車場情報を流すのであれば、中に入ってくるよりも、私は太宰府市の 入口や外側の方につけるべきだと思いますが、いかがお考えですか。
- 〇委員長(門田直樹委員) 経営企画課長。
- **〇経営企画課長(石田宏二)** 先ほども少しお話いたしましたが、市政情報も出したいということからテスト的にまず市庁舎のところに設置したい、その後これを拡げていくかどうかをテスト的に設置したものを検証しながら拡げていく、拡げていかないという判断をしていきたいと考えております。
- 〇委員長(門田直樹委員) 長谷川委員。
- ○委員(長谷川公成委員) 要するにLEDのビジョンですよね、高さは上からぶら下げるようにされるのかどんな感じなのか…、あまりピンときていないんですよね、正直なところ。
- 〇委員長(門田直樹委員) 経営企画課長。
- **〇経営企画課長(石田宏二)** 大きさ1.6メートル懸け2.2メートルぐらいの大きさのビジョン、108 インチぐらいの大きさでございまして、下からの自立式で、普通の掲示板的なかたちでの設置を

考えております。

- 〇委員長(門田直樹委員) 長谷川委員。
- ○委員(長谷川公成委員) やっぱり車の運転手さん向けですか。
- 〇委員長(門田直樹委員) 経営企画課長。
- **○経営企画課長(石田宏二)** そうですね。車からも見えるし、歩いている方も当然、行政情報も流 しますので。それとまほろば号の運行状況等も流したいと考えておりますので、当然車からも見 える、歩行者からも見えるというような位置で考えていきたいというふうに思っております。
- ○委員長(門田直樹委員) よろしいですか。 長谷川委員。
- ○委員(長谷川公成委員) 反対しているわけではなく、ちょっとピンとこなかったものですから。 どんなものができるか、楽しみにしておきます。以上です。
- 〇委員長(門田直樹委員) 福廣委員。
- **〇委員(福廣和美委員)** これについて、具体的にものが決まってくればもう一度我々にも知らせて もらえませんか。
- 〇委員長(門田直樹委員) 経営企画課長。
- **〇経営企画課長(石田宏二)** それはどの段階ということでございましょうか。
- 〇委員長(門田直樹委員) 福廣委員。
- ○委員(福廣和美委員) わかった段階。別にこの委員会に出してくれということではなくて。要するにまだピンとこないんですよ、聞きたいことがあるんだけれど、ピンとこないのでピンとこない質問をしているんじゃないかと。簡単にいえば、先ほどから映像といわれるが、その映像の中には今あと何台駐車できますよと表示されるわけ。
- 〇委員長(門田直樹委員) 経営企画課長。
- ○経営企画課長(石田宏二) そういうわけではございませんで、現在天満宮第1、第2駐車場のところにカメラを設置しておりまして、カメラから見る映像で空いているか空いていないかぐらいの部分と、それと現在携帯電話で見られる満空状況、動く映像ではなく、「満」とか「空」とかをそのまま載せるというようなかたちを考えております。
- 〇委員長(門田直樹委員) 福廣委員。
- ○委員(福廣和美委員) だから、果たして有効的なのかどうかということがよくわからんのです よ、映像を見て空いているか空いてないのか、あと、行ったら自分は今この位置にいると、それ が駐車場に行く間に何台そこに入ってどうなるのかというのが、随時見て行っていても、駐車場 に入れるかどうか分からないような状況でしょ、12月31日とか1月1日とか。特にこれが必要な 時などはそういう状況の中で果たして有効なのか。それともそれは年間の内に何日かしかないん ですから、それよりも通常の観梅期とかほかの時期用に使おうとされるのかがね、私は12月31日や1月1日にそれ映像見てうんぬんというのは、あまり効果的ではないなと、私が想像する範囲の中ではそう思うんですよ。しかし今それをどうのこうの言っても仕方がないなと思ったもん

ですから、システムが分かるそういうものができ上がった時点で、見せていただきたいなと、教えていただきたいなと…。

- 〇委員長(門田直樹委員) 総務部長。
- ○総務部長(木村甚治) 今いろいろとご質問いただいていますが、まず一つはこの電子掲示板はサ イネージと申しまして、LEDによりそこで発色して見えるような状況になったようでございま す。今いいました大きな画面をまず用意いたしまして、2款の広聴広報関係費で予算計上してお りますので、市のいろいろな情報発信でまずやってみようというふうに考えております。そうい う中に、今すでに情報発信しております交通情報も中に取り入れたり、まほろば号の情報も入れ たりと、まずはそのいろんな情報をかき合わせるシステムを作らないといけません。そういうこ とからすぐ交通情報だけをバンと出すということではありませんので、できるだけ早くやりたい とは思いますが、今年の正月にはすぐ間に合うかというと、ちょっと難しいなというところがあ ります。そして、動く映像があって車の運転をされる方がそれを見て事故を起こされたらいけま せんので、簡単に「満」とか「空」とかだけ掲げてみるとか、「渋滞中」だけ表示するとか、そ ういうところから始めていこうかと言っております。それ以外にも、市の方でツイッターも始め てまいりましたので、そういった文字情報もですね、今月は固定資産の納期ですとか単純なこと から、また、バレーボールは○○が優勝しましたとか、そういうものを含めての情報発信をまず はしていきたいと、そして有効であればいろいろなところに画面だけ置いていくのも有効ではな いかということで、そこにはむしろ交通情報を余分に出すようなシステムをくめたら、庁舎内の パソコンで操作できるわけですから、まずはシステムはちょっと大変かなと思いますが、物品で いけば画面だけですからどんどん安くなれば、物品代と工事代だけが追加になっていくというよ うな構想で、まずはやってみようということでございますので、また具体化していきましたら定 例議員協議会の中でもご報告はさせていただきたいと思っております。
- ○委員長(門田直樹委員) 一ついいですか。これ最終日に可決されるとして、19日ですよね。正月に間に合うの、間に合わんのということ、それと先ほど言われてたコンテンツの問題ですね、それは先にしても、ハード的に設置されるということであったら、業者との契約の流れもあり、金額も大きいし、直接市民や観光客に関わることでいろいろ意見があると思うんですよね、ですからもう少し早めに議員協議会も毎月あっていますので、そういう時に説明をいただいておけばと思いますが、その辺はいかがですか。

総務部長。

○総務部長(木村基治) 確かに今おっしゃるとおりでございます。ただ今回ここで計上しようというのは一つは国立博物館の駐車場も情報が一つ入るという話を聞きましたものですから、そういう情報もいただけるなら、なるだけ早く、正月は無理としても観梅の時期には早く情報が出せるのではないかなと、今回補正をさせていただいております。しかし、ハードの部分が動いておるわけではございません。工事まで終わって置いていても中身がないと何をしているんだということになりますんで、そういうことから含めてできるだけ早くという気持ちで動いているのが現状

でございます。

- 〇委員長(門田直樹委員) 福廣委員。
- ○委員(福廣和美委員) 説明はよくわかりました。これは環境税の使い道にはならないんですか。
- 〇委員長(門田直樹委員) 経営企画課長。
- ○経営企画課長(石田宏二) 環境税の使途につきましては、環境税の運営協議会のフィルターをかけて今もやっております。これにつきましては、当初予算ではなく補正予算ということでございますので、運営協議会に諮っていないことからですね、今回は一般財源で対応したいと考えております。
- ○委員長(門田直樹委員) 他にありませんか。

次に進みます。

同ページの2款1項7目、財産管理費について、説明をお願いします。

管財課長。

○管財課長(辻 友治) 公用車管理関係費、18節、備品購入費、施設一般備品45万円の補正につきましてご説明いたします。現在管財課におきまして庁舎地下駐車場に公用車28台を配備し、集中管理を行っております。この公用車を使用する際は、職員が使用前に貸出簿に記載、使用後に使用簿の記載を行っておりますが、緊急に使用する場合等に記載漏れ、記載ミス等があっております。今回集中管理公用車システムキーボックスを購入して設置することにより、貸出簿等の記載なしに公用車を使用できるようにしたいと考えております。このシステムは既存職員ICカードを利用しまして、ICカードをカードリーダーにかざしまして認証させることにより、車両の鍵を貸し出すシステムであります。このシステムの導入により、今の使用状況の把握、鍵の管理、職員の意識改革を図りたいと考えております。また、年度末にかけまして公用車を使用する多くなりますので、早急に対応すべきと考え補正予算に計上させていただいております。

続きまして、4ページをお開きください。第3表 債務負担行為補正、公有財産管理システム 保守委託料63万円についてご説明いたします。公有財産管理システムは現在、公有地を管理すべ く公有財産台帳の整理、作成、時価評価を行うことを目的としまして、平成21年度に…。

(「それは歳出項目と関連がないのではないか…」と呼ぶ者あり)

- **〇管財課長(辻 友治)** 失礼いたしました。
- 〇委員長(門田直樹委員) いや、債務負担行為も一緒に説明していただいてもいいですが…。

(聴取不能)

○委員長(門田直樹委員) 説明は終わりました。

これについて質疑はありませんか。

藤井委員。

- ○委員(藤井雅之委員) 一つ確認なんですが、課長の答弁にありました職員のICカードというのは、職員の方の机のパソコンに置いてある青いカードと思ってよろしいですかね。
- 〇委員長(門田直樹委員) 管財課長。

- **○管財課長(辻 友治)** はい、そのとおりでございます。
- ○委員長(門田直樹委員) ほかにございませんか。次に進みます。

補正予算書14、15ページをお開きください。

3款2項4目、学童保育所費について、説明をお願いします。

学校教育課長。

- ○学校教育課長(大藪勝一) 学童保育所管理運営費、23節、償還金、利子及び割引料、放課後児童健全育成事業費県補助金精算返還金、407万3,000円であります。この補助金につきましては、学童保育所の運営にかかります実際の支出額、これは食糧費を除きますが、これから保育料などの収入額を差し引いたものが放課後児童クラブ運営費にかかる経費として認められるようになっております。平成22年度におきましては、2,052万3,000円の県補助金の交付を受けておりましたが、平成22年度の収支精算によりまして補助額が1,645万円に確定したことにより、差額の407万3,000円を県に返還するものです。以上でございます。
- ○委員長(門田直樹委員) これについて、質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(門田直樹委員) 次に進みます。

補正予算書16、17ページをお開きください。

9款1項2目、非常備消防費について、説明をお願いします。

協働のまち推進課長。

〇協働のまち推進課長(諫山博美) 9款:消防費、1項2目:非常備消防費、19節:負担金、補助 及び交付金、消防団関係費、公務災害補償組合負担金570万円についてご説明を申しあげます。

ご承知のとおり、本年3月11日に発生しました東日本大震災によりまして、多くの消防団員が水門閉鎖、人命救助、避難誘導等の際、大津波に巻き込まれまして、これまでにないおびただしい数の消防団員が殉職されております。総務省消防庁の取りまとめによりますと、今回の大震災による消防団員の死者、行方不明者は11月29日現在254人であり、公務災害補償等に要する経費は多額となる見込みでございます。消防団員等公務災害補償等共済基金におきましては、変動調整準備金など現在利用可能な準備金を取り崩すこととしておりますが、なお大幅に不足する見込みとなっております。そこで、消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令の一部が改正されまして、平成23年度、今年度に限りまして消防団員1人当たりの掛け金額を1,900円から24,700円と改正されたものです。今回の補正は、改正後掛け金額24,700円から改正前掛け金額1,900円を差し引いた追加掛け金額22,800円に本市の消防団員数250名を懸けた金額、570万円を計上させていただいたものでございます。以上で説明を終わります。

○委員長(門田直樹委員) このことについて、質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(門田直樹委員) 次に進みます。

同ページ、10款2項:小学校費、1目:学校管理費について、それぞれ説明を説明をお願いし

ます。

学校教育課長。

- ○学校教育課長(大藪勝一) 小学校管理運営費、239万7,000円でございます。平成24年度におきまして、太宰府西小学校が1クラス、水城西小学校が2クラス、クラス増が見込まれるため、児童用の机、椅子、先割れスプーン、フォーク及び給食帽子などの消耗品費129万8,000円と、オルガン、テレビ、及び給食用備品の配膳台などの備品購入費109万9,000円を計上させていただいております。
- 〇委員長(門田直樹委員) 教務課長。
- ○教務課長(木村裕子) 小学校費、施設整備関係費についてご説明いたします。来年4月の特別支援教室への新たな子どもさんの入学が予定されておりますので、必要な施設整備費を計上させていただいております。以上です。

すみません、4ページをお願いいたします。繰越明許費の説明も併せてさせていただきます。ただ今説明いたしました小学校の施設整備費につきましては、年度を越える事業となりますので、第2表の繰越明許費に計上させていただいております。以上です。

**〇委員長(門田直樹委員)** 1目:学校管理費、及び関連する項目として説明のあった第2表:繰越 明許費について、併せて質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(門田直樹委員) 次に進みます。

補正予算書18、19ページをお開きください。

10款3項:中学校費、1目:学校管理費について、それぞれ説明を説明をお願いします。 学校教育課長。

- ○学校教育課長(大藪勝一) 中学校管理運営費87万6,000円でございますが、平成24年度におきまして太宰府西中学校が1クラス、クラス増が見込まれるため、生徒用の机、椅子などの消耗品費83万2,000円と備品購入費、テレビでございますが44,000円を計上させていただいております。
- 〇委員長(門田直樹委員) 教務課長。
- ○教務課長(木村裕子) 中学校費の施設整備関係費2,030万円でございます。委託料140万円と工事 請負費1,890万円は4中学校の音楽室の空調設備設置のための費用でございます。
- ○委員長(門田直樹委員) 4ページはいいですか…。
- ○教務課長(木村裕子) すみません、先ほど一緒の説明になってしまいましたが、中学校費も併せて繰越明許費に計上させていただいております。
- **〇委員長(門田直樹委員)** 1目:学校管理費、及び関連する項目として説明のあった第2表:繰越 明許費について、併せて質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(門田直樹委員) 次に進みます。

同ページ、10款4項7目、文化財保護・活用費について、説明を説明をお願いします。

文化財課長。

- ○文化財課長(井上 均) 文化財整備・活用関係費、13節委託料、太宰府検定事業委託料59万 2,000円についてご説明いたします。太宰府検定事業は太宰府の古代からの悠久の歴史と未来豊 かなまちを全国へと情報発信するために計画されております。市制施行30周年事業の一つとし て、検定を平成24年5月19日土曜日に実施する予定にしております。そのため、本年度から広く 事業の周知を行うため、ホームページの開設、ポスター、チラシなどの作成費などの事業費とし て太宰府検定実行委員会へ委託するものです。以上で説明を終わります。
- ○委員長(門田直樹委員) これについて質疑はありませんか。

ここで、午後1時00分まで休憩します。

休 憩 午後 0 時01分

 $\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim$ 

再 開 午後1時01分

- 〇委員長(門田直樹委員)休憩前に引き続き、会議を開きます。生涯学習課長。
- 〇生涯学習課長(木原裕和) 午前中、太宰府市スポーツ推進審議会の委員さん、組織の分で識見を有する者の確認があっておりましたが、確認ができましたのでお知らせいたします。委員構成は10名です、10名の内、識見を有する者が7名、関係行政職員が3名となっております。以上でございます。
- ○委員長(門田直樹委員) 10款4項7目について、説明を受けましたが、これについて質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(門田直樹委員) それでは、歳入の審査に入ります。

補正予算書8、9ページをお開きください。

19款1項1目、繰越金について、説明をお願いします。

経営企画課長。

- ○経営企画課長(石田宏二) 繰越金についてご説明いたします。今回、補正財源といたしまして、 8,742万円を繰越金に計上しておりまして、平成22年度の繰越一般財源といたしまして8億 9,618万4,000円ございました。今回の補正で累計額7億6,433万円となっておりますので、残り 1億3,185万4,000円が今後の留保財源となってまいります。以上でございます。
- ○委員長(門田直樹委員) これについて質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**〇委員長(門田直樹委員)** 続きまして、補正予算書4ページをお開きください。

第2表、繰越明許費については、歳出の審査の中で関連する項目として説明、質疑をすでに受けましたので、第3表、債務負担行為補正の審査に入ります。

まず、公有財産管理システム保守委託料について説明をお願いします。

管財課長。

○管財課長(辻 友治) 先ほどは失礼いたしました。

公有財産管理システム保守委託料63万円についてご説明いたします。公有財産管理システムは現在、公有地を管理すべく公有財産台帳の整理、作成、時価評価を行うことを目的としまして、平成21年度に新規に導入を行っております。本年につきましては、行政財産、普通財産の更新、及び備品管理に関する更新等を含め、保守委託を行っております。次年度につきましては、地籍図を含めた地図情報の更新と土地評価の評価替えも行われますので、その評価替え情報を含めシステムの保守を行うものであります。今回補正予算で追加にて債務負担行為補正に追加した理由は、本年度内に契約をしまして新年度よりシステム化されたデータの保守管理を行う必要がありますので、計上させていただいております。

以上で説明を終わります。

○委員長(門田直樹委員) これについて質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

〇委員長(門田直樹委員) 次に進みます。

市民図書館指定管理料について、執行部の説明をお願いします。

市民図書館長。

○市民図書館長(吉村多美江) 市民図書館指定管理料についてご説明をいたします。期間は平成 24年度から平成25年度の2カ年間となっておりまして、限度額は7,406万8,000円としております ので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○委員長(門田直樹委員) これについて質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**〇委員長(門田直樹委員)** 次に、大宰府展示館指定管理料及び文化ふれあい館指定管理料について、それぞれ説明をお願いします。

文化財課長。

〇文化財課長(井上 均) 大宰府展示館指定管理料についてご説明いたします。指定管理料786万 2,000円につきましては、大宰府展示館の管理運営を財団法人古都大宰府保存協会に委託するも のです。期間は平成22年4月1日から平成24年3月31日までの2年間です。

(「平成24年からでは… (聴取不能)」と呼ぶ者あり)

**○文化財課長(井上 均)** 失礼いたしました。平成24年4月1日から平成26年3月31日までの2年間です。

続きまして、文化ふれあい館指定管理料1億379万円につきまいては、文化ふれあい館の管理 運営を財団法人太宰府市文化スポーツ振興財団に委託するもので、期間は平成24年4月1日から 平成26年3月31日までの2年間です。

どうもすみませんでした。

○委員長(門田直樹委員) これについて質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**○委員長(門田直樹委員)** 以上で、本案に対する説明、質疑は終わりました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(門田直樹委員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第75号の当委員会所管分につきまして、原案のとおり可決することに賛成の方は、挙手願います。

(全員举手)

〇委員長(門田直樹委員) 全員挙手です。

したがいまして、議案第75号の当委員会所管分につきましては、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

〈原案可決 賛成5名 反対0名 午後1時07分〉

 $\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim$ 

日程第19 意見書第9号「防災会議に女性の視点を取り入れることを求める意見書」

**〇委員長(門田直樹委員)** 日程第19 意見書第9号「防災会議に女性の視点を取り入れることを求める意見書」を議題といたします。

賛成者となっておられる福廣委員から、内容について補足がありましたらお願いいたします。

(福廣和美委員「ありません」と呼ぶ)

○委員長(門田直樹委員) それでは、委員の皆さんのご意見を伺います。

ご意見はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(門田直樹委員) それでは、意見書第9号について、討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(門田直樹委員) これで討論を終わります。

採決を行います。

意見書第9号について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

〇委員長(門田直樹委員) 全員挙手です。

したがって、意見書第9号については、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

〈原案可決 賛成5名 反対0名 午後1時08分〉

 $\sim\sim\sim\sim\sim\sim$ 

○委員長(門田直樹委員) ここで、あらかじめお諮りします。

本会議における委員会の審査内容と結果の報告、及び閉会中の委員派遣承認要求書の提出につきましては、委員長に一任願いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**〇委員長(門田直樹委員)** 異議なしと認め、委員会の審査内容と結果の報告、委員派遣承認要求書 の提出につきましては、委員長に一任することに決定しました。

これをもちまして、総務文教常任委員会を散会いたします。

閉 会 午後1時08分

~~~~~~~~~

太宰府市議会委員会条例第27条により、上記のとおり総務文教常任委員会の会議次第を書記に記録させ、その内容が正確であることを証するためここに署名する。

平成 24 年 2 月 20 日

総務文教常任委員会 委員長 門 田 直 樹